

「平成11年度ハロン等抑制対策検討報告書」の概要

予 防 課

ハロンは、高絶縁性、低毒性、高浸透性、低汚損性等の利点を有する消火剤として、コンピューター室、通信機器室、駐車場等の消防システムや消火器等に幅広く利用されています。

しかしながら、ハロンはオゾン層を破壊する性質を有することから、オゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき、モントリオール議定書においてオゾン層破壊物質として指定され、先進国における生産全廃等の措置が講じられました。我が国においてもウィーン条約を受けた国内法の整備のほか、ハロンの回収・再利用を円滑に行うためのハロンバンク制度の運用やハロン代替消火剤の開発・普及等が行われています。

これらの対応等については、1990年7月に「ハロン等抑制対策検討委員会」（委員長：消防庁予防課長）が設置され、検討を行ってきたところですが、本年3月に「平成11年度ハロン等抑制対策検討報告書」がとりまとめられましたので、その概要をお知らせします。

1 ハロン規制の経緯

ハロン及びフロン（以下「ハロン等」という。）の規制は、1974年米国カリフォルニア大学のF.S.Rowland教授、M.J.Molina博士が、ハロン類によるオゾン層破壊の可能性及びこれによる人体への悪影響について発表したことに始まり、これを受けて国連環境計画（UNEP）においてハロン等による環境問題について検討が進められることとなったものです。

ハロンの生産量及び消費量の規制については、1986年を基準として、1992年1月1日以降100%以下、1995年1月1日以降50%以下

及び2000年1月1日以降全廃とされていましたが、1994年11月23日から25日にかけてコペンハーゲンで開催された第4回モントリオール議定書締約国会合において、1994年1月1日以降の生産等（クリティカル・ユースを除く。）の全廃が決議されました。これにより、1994年1月1日以降のハロンの生産等は全廃されています。

2 國際会議の動向等について

1999年11月29日から12月3日に北京において開催された第11回モントリオール議定書締約国会合の概要は次のとおりです。

(1) 議定書の改正等に関する EC 提案の検討

ECが提案していた議定書改正等について、参加国間で議論を行った結果、提案内容を修正した以下の事項が決定された。

ア HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）関係

（ア）先進国における生産量規制の導入
2004年から生産量を1989年のレベルで凍結する。

（現状）消費量（=生産量+輸入量-輸出量）は規制されているが、生産量は規制されていない。

（イ）途上国における生産量規制の導入
2016年から生産量を2015年のレベルで凍結する。

（ウ）貿易規制の導入

2004年から非締約国との輸出入等を禁止する。

イ 臭化メチル関係

臭化メチルの検疫及び出荷前処置用途の年間使用量を事務局へ報告することが

定められた。

ウ 新規規制物質関係

プロモクロロメタンを規制することが定められた。

(2) 先進国に対し、CFC（クロロフルオロカーボン）の回収・再利用等の選択肢を含むCFCの管理戦略を策定し、2001年7月までに事務局に提出することを要請することが決定された。

(3) その他

ア 北京宣言の採択

ホスト国の中が強いイニシアティブを發揮し、本年7月より開発途上国においてCFCの規制が開始されたこと等を背景として、21世紀に向けてのオゾン層の保護に関する各国の取組姿勢等を述べた「北京宣言（案）」を提案し、案文について検討の結果、会合最終日に採択された。

イ 試験研究・分析用途に使用される規制物質については、現在、規制適用が除外されているが、水中の油脂及び全石油性炭化水素の分析等の用途を2002年から規制適用除外の対象外とすることとされた。

ウ 今後の締約国会合開催予定

次回議定書締約国会合は、2000年10月にブルキナ・ファソ（西アフリカ）において開催される予定。

(4) 今後の対応

今年度の国際会議においては、ハロンについて新たな決議等は特段なされていない。日本においては、ハロンが適切に管理・使用され、みだりに放出されることなく有効に回収されていることから、今後ともハロンバンクを中心として、ハロンの回収・再利用の確保を図ることとし、併せて代替ハロンの使用可能性の検討、ハロンの破壊技術の確立を進めることが適當であると考えられる。

また、平成10年11月に開催された第10回

モントリオール議定書締約国会合において、各締約国は「国家ハロンマネジメント戦略（National or regional halonmanagement strategy）」を策定し、国連環境計画（UNEP）オゾン事務局へ提出することが決議された（提出期限：先進国は平成12年7月末）。

このため、本委員会においては、日本におけるこれまでの取組、ハロン排出抑制の効果、海外における戦略の例（オーストラリア）等を勘案し、「国家ハロンマネジメント戦略（消防関係）」（案）をとりまとめた。

なお、船舶、航空、防衛等といった消防関係（=防火対象物に設置されるハロン）以外の分野については、本案をベースに調整を図り、日本全体としてとりまとめのうえUNEPへ提出することとしている。

3 地球温暖化対策について

平成9年12月に、気候変動枠組条約京都議定書において、ハロン代替消火剤として用いられている二酸化炭素及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）の排出削減が盛り込まれました（先進国及び市場経済移行国全体として5%、日本として6%の削減率）。このことを受け、「地球温暖化対策推進本部の設置について」（平成9年12月19日閣議決定）により、京都議定書の着実な実施に向け、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するため、「地球温暖化対策推進本部」が内閣に設置され、「地球温暖化対策推進大綱～2010年に向けた地球温暖化対策について～」（平成10年6月19日、地球温暖化対策推進本部決定）がとりまとめられています。

また、他省庁の動きとして、通商産業省では、平成10年1月に化学品審議会地球温暖化防止対策部会を設置し、同部会から中間報告を受けたことを踏まえて、同2月に「産業界

による HFC 等の排出抑制対策に係る指針」を策定し、HFC 等の排出抑制対策に係る行動計画の策定及び実施について、各産業界等に協力要請を行っています。その結果、平成10年5月末に各産業界の行動計画のポイントとして、具体的対策と数値目標が提出され、これら対策を推進していくにあたっての関係者（産業界、地方自治体、消費者等）の役割等についてとりまとめが行われました。その後、平成11年5月に開催された同部会において1回目のフォローアップが行われました。

また、環境庁では、「HFC 等対策に関する調査検討会」を設置するなどして HFC の使用抑制等について調査・検討を行っています。

4 ハロンバンク

(1) ハロンバンクの状況

日本国内におけるハロンバンクマネジメントについては、1992年（平成4年）11月の第4回モントリオール議定書締約国会合の決議を受けて、消防庁の指導によりハロンバンク推進協議会が平成5年7月19日に設立され、平成6年3月より運用を行っています。主な業務は、ハロンデータベースの管理、ハロンの回収・供給の調整、ハロンに関する情報提供等であり、平成12年1

月1日現在のハロンデータベースの登録状況は、次表のとおりです。

(2) 今後の課題

ハロンバンクの円滑な運用を行い、さらには、不用意な大気への放出を防止するためには、ハロンの回収を適切に行い、供給と回収の調和を図る必要があります。平成10年度においては、回収量が供給量を上回っていますが、今後ともハロンの回収について周知徹底を図り、確実に回収を進めることにより、ハロンを適正に管理していくことが必要です。

5 ハロン代替消火剤の使用状況等

現在、ハロン代替の種々の消火剤の開発が精力的に行われています。ハロン代替消火剤を大別すると、ハロゲン化合物系と不活性ガス系の2種類があります。これらのガスについては、消火性能、毒性等との研究が国内外で行われているところですが、ODP（オゾン破壊係数）値が0で、かつ、ハロンと同等の消火性能を有する新消火薬剤は、現在開発されていない状況にあります。

(1) ハロン代替消火剤の種類

ア ハロゲン化合物系

	件数	消火剤量(kg)	件数	容器本数	消火剤量(kg)
消火設備	33,748	ハロン1211	97	632	30,407
		ハロン2402	669	1,276	326,215
		ハロン1301	32,982	289,808	15,695,296
消火装置	13,497	ハロン1211	29	71	2,183
		ハロン2402	223	1,784	46,839
		ハロン1301	13,245	34,324	1,041,240
消火器	10,306	ハロン1211	661	8,392	36,791
		ハロン2402	190	2,208	4,304
		ハロン1301	9,455	75,028	171,411
合 計	57,551	ハロン1211	787	9,095	69,381
		ハロン2402	1,082	5,268	377,358
		ハロン1301	55,682	399,160	16,907,947

「飛騨の消防・飛騨消防組合」

飛騨消防組合消防本部 高山消防署長 谷本 光雄



飛騨を紹介しよう！ 日本のほぼ中央、岐阜県の北部に位置し、その中程に江戸時代、幕府直轄の天領だった名残を残す高山陣屋を始め、重要伝統的建造物保存地区の三町、日本三大美祭の一つ、国指定無形民族文化財の高山祭の屋台等日本の故郷“飛騨高山”を中心に北に吉城郡（南吉城）の同じく国指定無形民族文化財の古川祭の起し太鼓と屋台等の古川町を中心に4町村と、南から東西にグルッと高山市を囲むように北アルプスの乗鞍岳から信仰の山、御岳山と飛騨と加賀を結ぶ白山連邦の山々の麓の大野郡の8町村の13市町村で構成された広域消防組合が我が飛騨消防組合である。

飛騨消防組合は、昭和47年に「高山市」と隣接の「吉城郡の国府町、古川町」の1市2町で消防業務を行っていたが、国及び県の消防の広域化事業の推進もあり、岐阜県の99市町村の内、消防常備化が為されていない町村の（吉城郡4町村の内の2村及び大野郡8町村全部）懸案の消防の常備化の推進が強く望まれ、平成3年頃から大野郡のみで常備化についての検討がされたが具体的な方向づけができず、再度平成6年度に検討がされ、これを受けて平成7年3月に「飛騨地域消防常備化研究会」が設立し常備化の推進に向けて具体的に動き出した。

平成8年3月国の「平成7年度モデル広域消防指定」の決定を受け、平成8年7月に「第1回飛騨地域消防常備化推進委員会」を開催し、幹事会を中心検討に入り、平成9年7月に県知事の許可を得て飛騨消防組合となったものである。

消防組合の管轄人口は、発足前90,380人から113,828人（平成11.4.1現在）となり23,448人の増加となつたが、管轄面積は、発足前326.11

km²から一挙に2539.09km²の約7.7倍の面積を管轄しなければならなくなつた。

管轄面積は、神奈川県、佐賀県及び沖縄県の全面積とほぼ同面積でほとんどが山間部で谷間に町又小さい村が存在している、いわゆる過疎地となって来ている地域を管轄することになったが、消防職員数は、発足前99名から176名と77名の増員で、この広大な地域をこの人員で広大な地域をカバーしていかなければならなくなつた。

それらの地域に、消防署1署、分署1署及び分遣所4分遣所を新設し、人口813人から4,671人の10町村を大野消防署21人、古川消防署北分署13人体制で消防と救急業務を、丹生川、莊川、清見及び白川分遣所は、各10人体制で救急業務のみを行なうことになり、（平成15年度までに15人体制とし、消防業務も実施する計画）平成11年4月1日から、大野消防署、大野消防署丹生川分遣所並びに古川消防署北分署が業務を開始し、11月1日からは、莊川分遣所が、東海北陸自動車道の莊川インターが供用開始（11月27日開通）することに併せて救急業務を開始した。

平成12年4月1日から、全分遣所で業務を開始したばかりの、新米のホヤホヤの消防本部である。

何せ、消防本部（高山市）から、一番遠い大野消防署白川分遣所は富山県との県境に設置されており、この白川分遣所まで用務をしようとしても、車で片道約2時間弱かかる。（車のみが、交通手段）

こんな、山奥にも時代の波は押し寄せてきて専用自動車道が走るようになり、平成9年12月には、北アルプスのど真ん中に風穴を開けた“安房トンネル”（中部縦貫自動車道）が開通して

おり、通年を通じ東京都を始め関東方面からの観光客が入り込み「飛騨」もますます都市化されてきた。

ことにつれ、世界遺産に登録された“合掌の里白川郷”もこれまで年中観光客等が管内に入り込み谷間の里の村の人口は、一挙に4倍以上になり村はパニック状態となることもしばしばである。

こんな地域の消防本部ですが以前のような田

舎の消防から、小都市の消防のような交通事故を始め急病、労災等の災害の発生が急増しており、ますます常備消防の位置付けが重要となって来ているところである。

飛騨消防組合は、高山消防署を中心に複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防力の充実並びに組織の近代化を進め地域住民はもとより、観光客等の安全確保に努めなければならないと考えているところであります。

~~~~~ 広報資料・7月分 ~~~~

☆防災訓練 ～災害に備え、防災力の向上をめざす～

(震災対策指導室)

わが国では、毎年のように地震、津波、台風、集中豪雨などの災害に見舞われています。6000人を越える犠牲者を出した平成7年1月の「阪神・淡路大震災」の記憶はまだ新しく、また最近では北海道有珠山での火山爆発など、大規模災害といわれるものも数多く発生しています。

このような地震など自然災害が多発する環境のなかで、日頃から、災害に対する正しい心構えを身につけ、いざというときに落ちついて行動できるようしておき、被害を最小限に軽減することが非常に重要なことといえます。

その方策の一つとして効果的に重要なものに各地方公共団体、消防署、企業、地域コミュニティ等で行われている防災訓練があります。

防災訓練は、被害想定に基づき非常参集訓練、身体保護訓練、初期消火訓練、応急救護訓練など、実践的な対応を実際に経験することにより、一人ひとりが災害に備えての対応方策を知っておくことができます。特にいつ起こるかわからない地震に対する備えにとって効果的といえます。

防災訓練へ参加するうえで、漫然と参加するのではなく、できるだけ家族全員で“い

ざという時どうするか”という心構えを持って参加しましょう。

(防災訓練に参加する場合に心がけておくこと)

- 1 非常脱出口の確保など身の安全を守ること
- 2 非常持ち出し品の準備、避難地までの順路を確認など避難するときのテクニック
- 3 消火器具の使い方などの習得、冷静に火災を防ぐこと
- 4 正しい情報の入手方法
- 5 軽いけがの処置など、協力し合って行う応急救護の方法
- 6 地域の住民等で協力して行う救出活動の方法
- 7 避難の前の安全確認
- 8 家族や近隣の人の安否を確認する方法
- 9 周囲の危険地域を確認しておく
- 10 行政や消防署の役割、自分でできることの確認

*なお、毎年9月1日は「防災の日」として、8月30日から9月5日までを「防災週間」と定められており、全国各地で防災訓練が行われますので、積極的に参加しましょう！

☆花火による火災の防止

(予 防 課)

夏になり、家の庭などで子供たちが花火をしているのをよく見かけます。しかし、家庭で気軽に楽しめる花火でも正しく取り扱わないと火災になったり、火傷をしたりするなどの事故につながりかねません。実際に平成10年中には花火による火災が225件も発生しています。

家庭で気軽に楽しめる「おもちゃ花火」であっても、たかが花火と思わず、夏の夜の風物詩である花火を安全に楽しむため、必ず次のことに注意しましょう。

1 風の強い乾燥した日などには花火をしない!!

次のような気象状況の時は花火をしないようにしましょう。

- (1) 火災警報が出されているとき
- (2) 強風注意報や乾燥注意報などが出されているとき

2 子供だけでは花火をしない!!

子供だけで花火をしていたため、周囲の紙くずに火がつき、消火できずに建物にまで燃え移ってしまった事例や花火の火が衣類に燃え移り火傷をした事例もあります。花火をするときは必ず大人が付添い、人や建物に火花を向けないように注意しましょう。

3 花火をほぐしたり、数本束ねて点火したりしない!!

正しく取り扱えば安全な花火でも、ほぐして火薬を集めたり、数本まとめて点火したりした場合には、火薬が一度に燃えることとなり、大変危険です。花火はそのままの形で必ず一本ずつ点火するようにしましょう。

4 水の入ったバケツなどを用意する!!

花火の燃えカスに火が残っているのに気が付かずごみ箱に投げ捨てたため火災となった事例があります。花火をする際には、必ず水の入っ

たバケツなどを用意し、点火に使ったマッチや花火の燃えカスは、必ずその中に入れて確実に消火しましょう。

5 注意書を必ず読む!!

最近では「おもちゃ花火」も改良が加えられ、さまざまな種類が販売されていますが、花火の側面等に記載してある注意書を必ず読んで、取扱いに十分注意しましょう。

6 燃えやすいものがない安全な場所を選ぶ!!

花火の火薬の量は少量ですが、「ロケット花火」などのように高く飛ぶものや、「ねずみ花火」のように地面を走り回るものなどが数多く販売されており、空高く上がった花火の火の粉が屋根に落ちたり、走り回った花火の火の粉が周囲の紙くず等に着火し火災となった事例が多く見られます。

花火をする場合は、次のような条件にあった場所を選ぶようにしましょう。

- (1) 紙くず、枯れ草、廃材など燃えやすい物が周囲にないこと。
- (2) 灯油などの危険物品が周囲にないこと。
- (3) 建物から離れていること。

また、文化財の周囲など花火が禁止されている場所では決して花火をしないようにしましょう。



☆風水害への備え

(防災課)

我が国の国土は、急峻な地形のため、河川は著しく急勾配であり、豊富な降雨が短時間に流出するため、洪水などによる災害が起こりやすくなっています。また、低地の平野部に人口が集中しており、さらに最近は、傾斜地やその周辺地域の宅地化の進展など、災害発生の危険性が高くなっています。

毎年、集中豪雨や台風が全国各地を襲い、大きな被害をもたらしていますが、昨年は、特に大雨や台風による土砂災害や高潮などが発生し、多くの人命が失われました。

そこで、これから梅雨や台風の季節を迎えるにあたり、風水害による被害を最小限にとどめるため、自治体や消防機関と住民とが一体となって、地域ぐるみの万全の体制を整えておくことが必要です。

降雨期には、それぞれの地域の特性に応じて様々な災害が発生します。まず、自分達が住んでいる地域について、がけ崩れ、土石流等の土砂災害や河川の氾濫、高潮などの災害が発生する恐れがあるのかどうか、また、発生する恐れがある場合に予想される危険箇所はどこなのかなどを市町村等に尋ね、日頃から十分注意しておくことが大切です。そして、特に災害の発生する恐れのある地域の皆さんには、防災訓練などのほか、自治体や消防機関あるいは自主防災組織などが開催する研修会、説明会、イベントなどに積極的に参加したり、広報紙やパンフレットなどを通じて、普段から防災に関する知識を蓄え、いざというときの対応力を身に付けるなど、災害に対する警戒を怠らないようにしてください。

大規模な災害により広範囲にわたる被害が発生した場合には、防災関係機関などによる活動が困難になることも予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たち

で守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことも大切です。このような活動が効果的、組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織の活動を充実させ、日頃から防災用資機材の整備などを進めるとともに、風水害などの災害が発生した場合を想定して、地域の実情に応じた実践的な訓練を皆さん自身で積み重ねておくことが大切です。

また、台風が近づいているときや梅雨の時期には、テレビやラジオ、防災行政無線などで流される気象注意報・警報などに十分注意するようしましょう。土砂崩れや高潮など災害の発生が予想されたり家屋などに危険が迫ったとき、市町村長から避難の勧告や指示が出されます。皆さんのまわりには、一時的に避難する場所が事前に指定されていますので、日頃からその位置やそこまでの道筋を確認しておきましょう。実際に避難の勧告や指示が出された場合にはこれに従い、地域の人々と協力しあって避難をしていただことになりますが、周囲の状況からみて危険と判断した場合には、避難の勧告や指示がまだなくても、自主的に避難をして災害から身を守ることも大切です。このことは、河川や海岸付近でのレジャーを楽しむ場合にも同じことがいえます。気象情報に十分注意し、避難の指示等が出された場合には、早急に安全な場所に避難するようにしてください。

日頃から、避難するときのために携行品（懐中電灯、ラジオ、非常食など）や家族それぞれの氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、非常連絡先、避難予定地などを記入しておく）などを準備しておき、家族それぞれの役割分担や避難先でおちあう場所などについて話し合う”家族防災会議”を開き、重要なことはあらかじめ決めておきましょう。また、避難するときは動きやすい服装であわてず落ち着いて

行動し、回り道でもあらかじめ確認しておいた安全な避難路を選んで避難場所まで行くようになります。特に年寄り、子ども、病人、体の不自由な方などには、家族の人ばかりではなく近所の人も気配りをして、早めに避難をする

☆津波対策 ～地震イコール津波すぐ避難～

日本は、世界有数の地震多発国であるとともに、周囲を海に囲まれているため、過去に幾度となく津波による被害を受けてきました。最近では「平成5年北海道南西沖地震」による津波の急襲により多数の尊い人命が奪われました。

そのため、国及び地方公共団体では津波対策の強化・推進として、地域の実情にあった津波対策を盛り込んだ地域防災計画の策定指導、津波情報の伝達体制の確立、避難体制の整備などに努めてきました。

しかし、地震発生に伴う津波はいつ私たちを襲うかわかりません。これから本格的な夏を迎える、海水浴、サーフィン、ダイビングといったマリンスポーツや磯釣りなどで海辺へ出かける機会が多くなり、気軽にボートなどで海上に出る人も多くなってきています。

これから季節、皆さん海辺にいるときに、もし津波が起きたら、どんな行動が大事であるか、一人ひとりがそのことを知っておくということは、自分自身や周囲の人の身を守るうえで、非常に大切なことです。

そこで、津波に対する心得をいくつかご紹介します。

海辺へ行くときは、日頃から避難標識や避難地案内板など避難場所を確認しておく習慣を身につけるとともに、次のようなことを「心得」として持ち、津波による災害から身を守りましょう。

1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき
又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと

よう心がけることが大切です。

住民のみなさんと防災関係機関が一体となって、より一層の防災体制の強化に努め、風水害による被害をなくしましょう。

(震災対策指導室)

した揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

また、ボートなどで海上にいるときには、

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 4 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

海辺や海上にいるときは、「地震イコール津波すぐ避難」ということをあらためて覚えておいて下さい。

なお、ここで津波の特徴などを簡単にご紹介しておきます。

- 1 津波の原因は、地震によるものがもっとも

多い。

- 2 V字型の湾（リアス式海岸等）は危ない。
(一般に外洋に直面するV字型の湾や海岸で、陸に近づくにつれて急に浅くなっているところでは、津波の波高は急に高くなります。)
 - 3 津波は川を逆流することがある。(避難するときは、川沿いを避けましょう。)
 - 4 津波は繰り返し来襲する。(津波は時間を

おいて何回か繰り返し襲ってきます。また、第1波よりも第2波、第3波の方が高くなることもあります。)

- 5 海の異常現象を感じたら、警戒し、避難する。(津波が来襲する前兆として、遠雷のような音が聞こえたり、干潮でもないのに海水が急に引いたりしたということが言われています。)

最近の行事から

平成12年度消防研究所一般公開の結果

(消防研究所)

消防研究所では、平成12年度第41回科学技術週間（4月17日(月)～23日(日)）における行事として、4月21日(金)に一般公開を行いました。

科学技術週間は、科学技術に関する普及啓発活動の一環として、昭和35年の閣議了解に基いて毎年設けられているもので、この期間、全国的な規模で試験研究機関の一般公開等が行われています。

当日は、消防研究所において行っている消防防災の科学技術に関する基礎から応用までの幅

広い研究、開発の内容について、実験の実施、写真パネルの展示、ビデオ放映等により、一般の方々に分かり易くご紹介しました。

残念ながら、雨の中の公開とはなりましたが、消防職員、消防機器メーカー、大学等の研究機関、一般企業、地域の方々等450名のご来場をいただき、来場者からは熱心な質問がなされたなど盛況のうちに無事終了することができました。



「現地活動支援車」の公開



中高層建物における延焼性状に関する研究等の展示

消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文募集要領

(消防研究所)

趣旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文を募集します。

1. 主催

自治省消防庁

2. 募集の範囲

(1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するため創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含みます。

(2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとします。

3. 応募者資格

応募者の資格は次に該当するものとします。

(1) 消防吏員もしくは消防団員、又はそれらのグループ

(2) (1)以外の個人もしくはグループ

4. 応募作品

(1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合

・新規に開発・改良されたもの。(ただし、市販化しているものは、平成7年4月1日以降のものに限る。)

(2) 「消防防災科学に関する論文」の場合

・新規に著されたもの。(ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成9年4月1日以降のものに限る。)

なお、(1)及び(2)とともに、過去に応募したものと同一の作品あるいは他機関の表彰等への重複応募作品は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

5. 応募の様式

別添の様式により、日本語で作成したものとします。

6. 表彰及び賞

(1) 表彰状及び副賞を授与します。

(2) 表彰作品の点数は次のとおりです。

①優秀賞

消防防災機器の開発・改良 10点以内

消防防災科学に関する論文 10点以内

②奨励賞

消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文 2点以内

7. 表彰者の発表

平成13年2月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は消防研究所の機関誌「消研輯報」及び消防研究所ホームページに掲載します。

8. 締切

平成12年9月29日(金) (当日消印有効)

9. あて先及び問い合わせ先

自治省消防庁消防研究所庶務課

〒181-8633 東京都三鷹市中原3丁目14番1号

電話 0422-44-8331(代表)

FAX 0422-42-7719

消防研究所ホームページ <http://www.fri.go.jp/>

メールアドレス hyosho@fri.go.jp

応募様式

表紙、概要、本文、図表、写真で構成されるものとする。

A 「消防防災機器の開発・改良」の場合

1. 表紙

- ・A4版（縦長）とする。
- ・開発・改良の名称、氏名、勤務先名、連絡先（郵便番号、住所、電話番号、勤務先／自宅の区別）を明記する。

2. 概要

- ・A4版（縦長）1枚とする。
- ・横書きとする
- ・「概要」と頭書する。
- ・次の4点について記入すること。
 - (1)開発・改良の名称
 - (2)機器の利用分野
 - (3)開発・改良以前の問題点
 - (4)開発・改良による効果

3. 本文

- ・A4版（縦長）用紙を使い、4枚以内とする。
- ・横書きとする。
- ・手書き、ワープロ使用を問わない。
- ・1050字詰め（35字／行、30行／ページ）とする。
- ・「開発・改良の名称」を頭書する。
- ・氏名、勤務先等は記入しない。
- ・図表、写真を本文中に挿入しない。（図表、写真是別に添付する。）

4. 図表

- ・図は必ず添付する。
- ・必要に応じて表を添付する。
- ・A4版（縦長）用紙を使用する。（1枚の用紙に複数の図表の貼付も可。）

5. 写真

- ・必要に応じて写真を添付する。
- ・A4版（縦長）用紙に貼付する。（1枚の用紙に複数の写真的貼付も可。）
(ゼロックスによるコピーは不可)

なお、図表及び写真是、A4版用紙4枚以内とする。（作成例A参照）

B 「消防防災科学に関する論文」の場合

1. 表紙

- ・A4版（縦長）とする。
- ・論文の題目、氏名、連絡先（郵便番号、住所、電話番号、勤務先／自宅の区別）を明記する。

2. 概要

- ・A4版（縦長）1枚とする。
- ・横書きとする
- ・「概要」と頭書する。
- ・次の2点について記入すること。
 - (1)論文の題目
 - (2)要旨

3. 本文

- ・A4版（縦長）用紙を使い、8枚以内とする。
- ・横書きとする。
- ・手書き、ワープロ使用を問わない。
- ・1050字詰め（35字／行、30行／ページ）とする。
- ・「論文の題目」を頭書する。
- ・氏名、勤務先等は記入しない。
- ・図表、写真を本文中に挿入しない。（図表、写真是別に添付する。）

4. 図表

- ・必要に応じて図表を添付する。
- ・A4版（縦長）用紙を使用する。（1枚の用紙に複数の図表の貼付も可。）

5. 写真

- ・必要に応じて写真を添付する。
- ・A4版（縦長）用紙に貼付する。（1枚の用紙に複数の写真的貼付も可。）
(ゼロックスによるコピーは不可)
なお、図表及び写真是、A4版用紙4枚以内とする。（作成例B参照）

作成例 A

「消防防災機器の開発・改良」の場合

(用紙はすべて A4 版を使用)

【表紙】

「…の改良」

消防 太郎
消防研究所
〒181
三鷹市中原 3-14-1
tel. 0123-45-6789
(勤務先)

【概要】

- (1) . . . の改良
 - (2) 救急救助
 - (3) 以前の問題点

□□□ . . □□□
□□□ . . □□□

 - (4) 効果

□□□ . . □□□
□□□ . . □□□

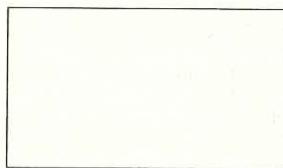
【本文】(4枚以内)

35字

「・・・の改良」
□□□・・・□□□
□□□・・・□□□

30
行

【図表】



1

表 1

【写真】

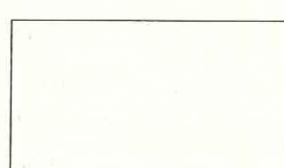


写真 1

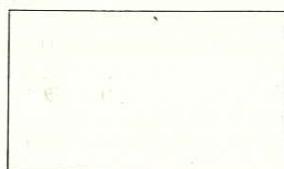


写真2 . . .

【写真】

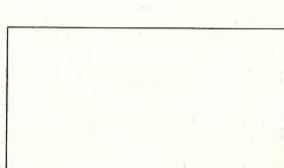


写真 3

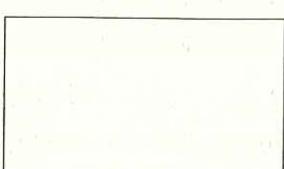


写真4

注) 図表及び写真はA4版用紙4枚以内とする。

(上記作成例では、図表及び写真は3枚である)

作成例 B

「消防防災科学に関する論文」の場合
(用紙はすべて A4 版を使用)

【表紙】

「・・・問題について」
消防 太郎
消防研究所
〒181
三鷹市中原 3-14-1
tel. 0123-45-6789
(勤務先)

【概要】

- 【概要】
- (1)・・・問題について
(2)要旨
□□□・・・□□□
□□□・・・□□□

【本文】(8枚以内)

35字

「・・・問題について」

□□□・・・□□□
□□□・・・□□□

．
．
．

□□□・・・□□□
□□□・・・□□□

30行

【図表】

図1 ・・・

表1 ・・・

【写真】

写真1 ・・・

写真2 ・・・

【写真】

写真3 ・・・

写真4 ・・・

注) 図表及び写真は A4 版用紙 4 枚以内とする。

(上記作成例では、図表及び写真は 3 枚である)

平成12年4月の主な通知・通達

発番号	日付	あて先	発信者	標題
消防特第55号	4月3日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の施行について(通知)
消防特第56号	4月3日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	ホース延長用資機材等を搭載している省力化された大型化学高所放水車に関する運用指針について
消防消第94号	4月5日	各都道府県知事	消防庁次長	市(町村)消防団員等公務災害補償条例(準則)の一部改正について
消防災第38号	4月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	行楽期における林野火災対策の強化について(通知)
消防危第44号	4月26日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物規制課長	給油取扱所における保安管理の徹底について
消防予第96号	4月26日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	平成12年度住宅防火対策推進事業の実施について

「平成12年度全国統一防火標語」

(予防課)

消防庁では、広く一般に防火意識の啓発を呼びかけることを目的に、社団法人日本損害保険協会との共催により、平成12年度全国統一防火標語の募集を行ったところ(募集期間:平成11年12月1日~平成12年1月31日)、家庭や職場の防火管理に役立ち、火災の恐ろしさ、防火の大切さを簡潔に表現した36,739点にのぼる応募作品が全国から寄せられ、去る3月2日東京・

経団連会館で行われた消防庁長官及び有識者等の選考委員による最終選考会において、下記の標語が選出されました。

つきましては、この標語を今年度一年間の統一防火標語として、火災予防運動のポスター・パンフレット等をはじめとする火災予防PR等の広報活動に積極的に活用していただきますようお願いします。

「火をつけた　あなたの責任　最後まで」

***** 消防庁 辞令 *****

(平成12年4月1日付)

氏名	新	旧
折笠 竹千代	出向 (宮内庁官房審議官へ)	消防大学校長
伊藤 廉	消防大学校長	愛知県教育長
今仲 康之	危険物規制課長	自治大臣官房付
坂本 森男	予防課長	自治大臣官房付
渡邊 洋己	救急救助課広域消防応援対策官	東京消防庁危険物課長
重松 秀行	出向 (自治省税務局固定資産税課固定資産鑑定官へ)	消防課理事官
松本 則夫	消防大学校庶務課長	救急救助課救急専門官兼理事官
定岡 克実	出向 (自治省税務局市町村税課理事官へ)	総務課理事官兼広報官
田丸 行雄	総務課理事官兼広報官	自治大臣官房広報室理事官
川村 廣栄	消防課理事官	自治大臣官房総務課理事官
多田 正巳	救急救助課救急専門官兼理事官	自治大臣官房総務課課長補佐
奥野 敏勝	予防課違反処理対策官兼課長補佐	東京消防庁千住消防署予防課長
高橋 友彦	震災対策指導室課長補佐 兼防災課課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐
小山 邦男	特殊災害室課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐
秋葉 洋	予防課設備専門官兼課長補佐	危険物規制課課長補佐
吉田 悅教	出向 (自治省税務局固定資産税課課長補佐兼資産評価室課長補佐へ)	防災課災害対策官兼課長補佐
二村 英介	出向 (科学技術庁原子力安全課長補佐へ)	特殊災害室課長補佐
小野 秀明	特殊災害室課長補佐	科学技術庁原子力安全局 核燃料物質輸送対策室安全審査官
山越 伸子	消防課課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐
加藤 雅広	防災課災害対策官兼課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐
白石 暢彦	危険物規制課課長補佐	危険物規制課危険物第一係長 兼危険物第二係長
山下 稔	出向 (自治省行政局公務員部福利課主幹へ)	防災課主幹
鈴木 善彰	総務課主幹・会計監査専門官事務取扱	消防課主幹
田邊 正透	出向 (自治省行政局選挙部政治資金課主幹兼收支公開室主幹兼政党助成室主幹へ)	危険物規制課主幹・行政係長事務取扱
菊地 進	消防課主幹	特殊災害室企画係長

三 和 英 治	出向 (自治大臣官房情報政策室主幹へ)	震災対策指導室企画係長
石 川 家 繙	防災課主幹兼震災対策指導室主幹兼特殊灾害室主幹兼防災情報室主幹	防災情報室情報管理係長
本 庄 宏	危険物規制課主幹・行政係長事務取扱	消防課財政係長
西 澤 純 夫	震災対策指導室企画係長	自治大臣官房総務課主査
笠 井 健 司	出向 (自治省税務局資産評価室家屋第一係長へ)	消防研究所庶務課経理係長
菊 地 芳 和	特殊灾害室企画係長	自治省自治大学校庶務課庶務係長
小野寺 則 博	出向 (自治省財政局地方債課企画係長へ)	総務課総務係長
早 川 和 一	出向 (自治省財政局交付税課交付税第一係長へ)	総務課会計第一係長
西 晴 樹	危険物規制課危険物判定係長	消防研究所第三研究部
市 川 力 弥	総務課総務係長	自治大臣官房総務課主査
深 澤 正 志	総務課会計第一係長	自治省財政局交付税課交付税第二係長
篠 宮 正 巳	消防課財政係長	自治省財政局財政課調査統計係長
山 崎 剛	消防課職員第一係長 兼職員第二係長兼教養係長	茨城県総務部人事課係長
児 山 文 一	防災情報室情報管理係長	自治大臣官房会計課支出負担行為係長
小此木 哲 也	出向 (自治省税務局府県税課法制係長へ)	救急救助課緊急援助係長
渡 辺 剛 英	消防課国際協力係長	予防課設備係長
加 藤 晃 一	防災課防災第三係長	危険物規制課危険物判定係長
安 西 修	救急救助課緊急援助係長	自治大臣官房情報政策室管理係長
阿 部 龍	兼震災対策指導室事業係長	震災対策指導室指導係長
三 浦 宏	予防課設備係長	科学技術庁原子力安全局 防災環境対策室調整第二係長
大 場 教 子	危険物規制課危険物第一係長 兼危険物第二係長	川崎市消防局川崎消防署
矢 竹 千 洋	出向 (自治省自治大学校庶務課庶務係長へ)	消防課職員第二係長兼国際協力係長
大 鳴 文 彦	出向 (科学技術庁原子力安全局防災環境対策室調整第二係長へ)	救急救助課
村 井 隆 一	出向 (自治省財政局地方債課特別債係長へ)	総務課
桑 原 健	消防研究所庶務課経理係長	自治省財政局公営企業第一課
北 村 朋 生	出向 (自治大臣官房総務課主査へ)	危険物規制課
蒲 地 祥 吾	出向 (自治省財政局調整室へ)	総務課
村 岡 翼 政	出向 (自治省税務局市町村税課へ)	総務課
水 野 敦 志	出向 (自治大臣官房総務課兼財政局地方債課へ)	消防課

丸 山 正 德	出向 (自治省税務局府県税課へ)	消防課
土 田 康 博	出向 (自治省財政局交付税課へ)	消防大学校庶務課
杉 田 一 宏	出向 (自治省税務局市町村税課へ)	防災課
久 保 竜 夫	危険物規制課	横浜市消防局危険物課
勝 目 康	総務課	自治大臣官房総務課
矢 部 祐 介	消防課	自治大臣官房総務課
鉄 永 正 紀	消防課	自治大臣官房総務課
池 田 敬 之	危険物規制課	自治大臣官房総務課
目 貫 誠	総務課	自治大臣官房総務課
鈴 木 達 也	総務課	自治大臣官房総務課
山 中 日出男	防災課	自治大臣官房総務課
関 史 尚	消防研究所庶務課	自治省行政局選挙部収支公開室
伊 藤 淳	消防大学校庶務課	自治省税務局府県税課
本 間 良太郎	出向 (自治省行政局選挙部選挙課へ)	総務課
入 山 智 幸	出向 (自治省税務局府県税課へ)	総務課
守 谷 謙 一	予防課	
影 山 直 志	総務課	自治大臣官房総務課
田 中 裕 泰	総務課	自治大臣官房総務課
長谷川 和 俊	消防研究所第一研究部長 ・第一研究部施設安全研究室長事務取扱	消防研究所第二研究部長
齊 藤 直	消防研究所第二研究部長	消防研究所第三研究部長
関 汗 愛	消防研究所第三研究部長	消防研究所第一研究部情報処理研究室長
河 関 大 祐	消防研究所第一研究部 情報処理研究室長	消防研究所第三研究部主任研究官
天 野 久 德	消防研究所第三研究部主任研究官	消防研究所第三研究部

(平成12年4月10日)

氏 名	新	旧
猪 野 積	辞職	審議官

(平成12年4月11日付)

氏 名	新	旧
野 平 匡 邦	審議官	自治大臣官房会計課長

5月の広報テーマ

- ☆住宅防火対策の推進
- ☆危険物の安全確保について
- ☆住民に対する応急手当の普及啓発
- ☆消防団活動への理解と協力の呼びかけ
- ☆風水害への備え

☆テレビによる防災キャンペーン（6月分）☆

ご存じですか～防災ミニ百科～		
放送日	主 管 課	テ ー マ
6月8日(木)	危険物規制課	(仮)暮らしの中の危険物（危険物安全週間）
6月22日(木)	防 災 課	(仮)火山災害対策

（日本テレビ他30局ネット）

編集発行 消防庁総務課 〒105-8489 東京都港区虎ノ門2丁目2番1号
TEL 03（5574）0121
消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>
